

4-1 届出対象行為

「建築物」、「工作物」、「開発行為」は、届出対象の必須項目であることから、届出の対象とします。また、景観の保全・形成に向け、「土地の開墾、形質変更」、「土石、鉱物の採取・掘採」、「屋外の物件の堆積」、「木竹の伐採」も届出の対象とします。

(1) 届出対象行為と規模

①一般区域

届出対象行為		規模
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	高さが13m以上又は延べ面積が500㎡以上であるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が500㎡以上のもの
工作物の建設等	擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの	高さが5m以上のもの
	煙突	
	コンクリート柱、鉄柱、記念塔その他これらに類するもの	高さが13m以上のもの
	広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの	
	高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）	
	観覧車、コースターその他遊戯施設	
	橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの	長さが20m以上のもの
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さが13m以上、又は築造面積が2,000㎡以上であるもの
	自動車車庫（立体駐車場）	
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、その他これらに類するもの	
	石油、ガス、LNG、穀物、資料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設	
	太陽光発電設備その他これらに類するもの	高さが5m以上、又は敷地面積が2,000㎡以上であるもの
	風力発電設備	高さが13m以上
	上記以外の工作物	高さが13m以上、又は築造面積が2,000㎡以上であるもの
全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が1,000㎡以上のもの	

届出対象行為		規模
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が 2,000 m ² 以上のもの又はのりの高さが 5 m以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が 2,000 m ² 以上のもの又は堆積の高さが 2 m以上のもの（堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が 2,000 m ² 以上のもの

②重点景観区域

届出対象行為		規模
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	高さが 10m以上又は延べ面積が 200 m ² 以上であるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が100m ² 以上のもの
工作物の建設等	新築、増築、改築又は移転	擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの
		煙突
		コンクリート柱、鉄柱、記念塔その他これらに類するもの
		広告塔、広告板、装飾塔記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの
		高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）
		観覧車、コースターその他遊戯施設
		橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの
		アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
		自動車車庫（立体駐車場）
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、その他これらに類するもの
		石油、ガス、LNG、穀物、資料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設
		太陽光発電設備その他これらに類するもの
		風力発電設備
		上記以外の工作物
全ての工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
	高さが 2 m以上のもの	
	高さが 10m以上のもの	
	長さが 10m以上のもの	
	高さが 10m以上、又は築造面積が 500 m ² 以上であるもの	
	高さが 3 m以上、又は敷地面積が 500m ² 以上であるもの	
	高さが10m以上	
	高さが 10m以上、又は築造面積が 500 m ² 以上であるもの	
	当該行為に係る部分の面積の合計が 500 m ² 以上のもの	

届出対象行為		規模
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が 500 m ² 以上のもの 又はのりの高さが 2 m 以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が 500 m ² 以上のもの 又は堆積の高さが 2 m 以上のもの（堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く）
木竹	伐採	区域の面積が 500 m ² 以上のもの

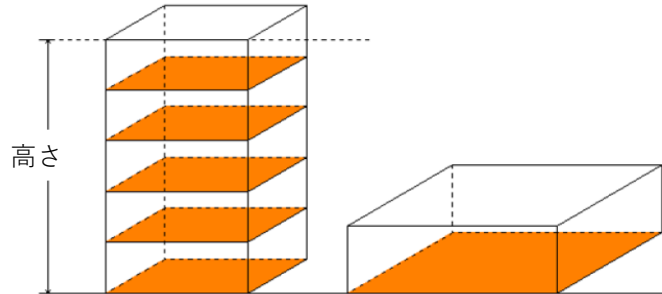
(2) 届出基準の説明図

①建築物

新築、増築、改築、移転の場合

一般区域
建築物の高さが13m以上であるもの又は延べ面積が500㎡以上であるもの

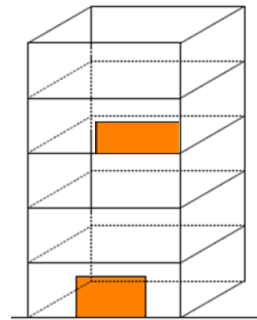
重点景観区域
建築物の高さが10m以上であるもの又は延べ面積が200㎡以上であるもの



外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域
当該行為に係る部分の面積の合計が500㎡以上であるもの

重点景観区域
当該行為に係る部分の面積の合計が100㎡以上であるもの



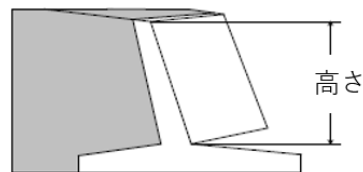
②工作物

新築、増築、改築、移転の場合

ア.擁壁

一般区域
高さが5m以上であるもの

重点景観区域
高さが2m以上であるもの

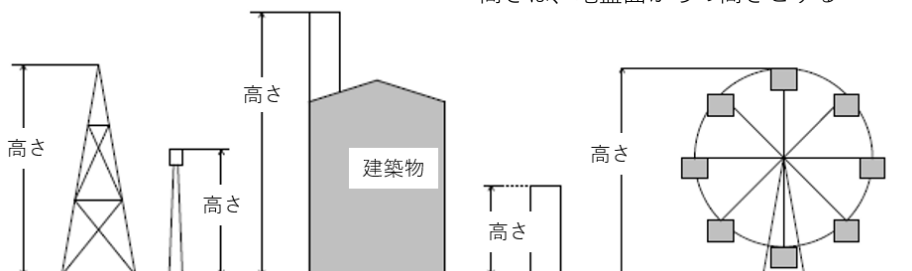


イ.煙突、鉄柱等、広告塔、高架水槽等、観覧車等

一般区域
高さが13m以上であるもの

重点景観区域
高さが10m以上であるもの

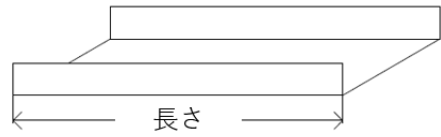
(注) 建築物と一体の場合
高さは、地盤面からの高さとする



ウ.橋梁

一般区域
 長さが 20m 以上であるもの

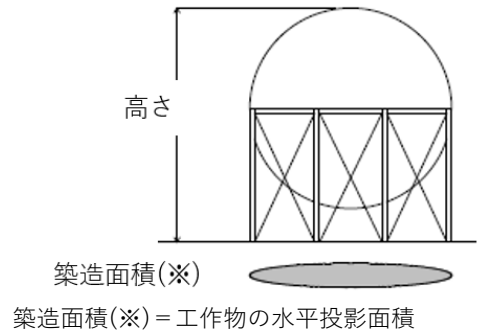
重点景観区域
 長さが 10m 以上であるもの



エ.アスファルトプラント、自動車車庫、製造施設等、貯蔵槽等

一般区域
 高さが 13m 以上であるもの又は
 築造面積が 2,000 m² 以上であるもの

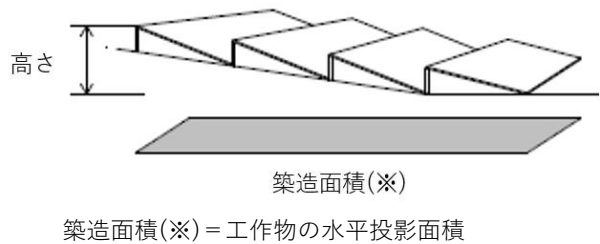
重点景観区域
 高さが 10m 以上であるもの又は
 築造面積が 500 m² 以上であるもの



オ. 太陽光発電設備

一般区域
 高さが 5 m 以上であるもの又は
 築造面積が 2,000 m² 以上であるもの

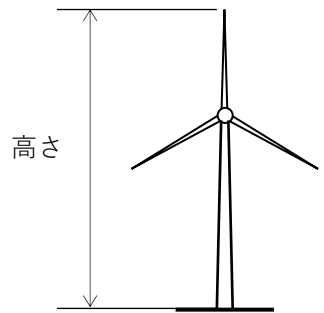
重点景観区域
 高さが 3 m 以上であるもの又は
 築造面積が 500 m² 以上であるもの



カ. 風力発電設備

一般区域
 高さが 13m 以上であるもの

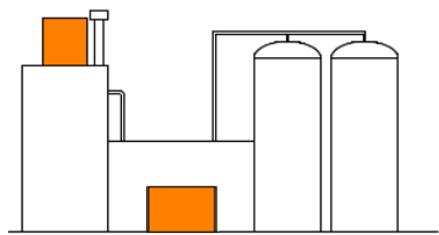
重点景観区域
 高さが 10m 以上であるもの



外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合

一般区域
 当該行為に係る部分の面積の
 合計が 1,000 m² 以上であるもの

重点景観区域
 当該行為に係る部分の面積の
 合計が 500 m² 以上であるもの



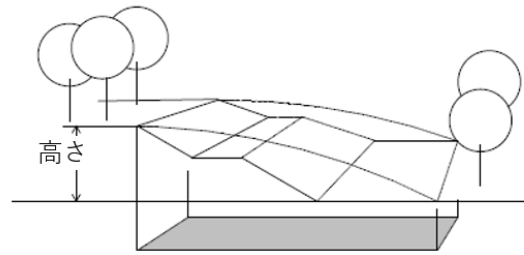
③開発行為、土地の開墾・形質変更、土石・鉱物の採取・採掘

一般区域

土地の形質変更の面積が 2,000 m²以上のもの又はのりの高さが 5m以上の切土若しくは盛土を伴うもの

重点景観区域

土地の形質変更の面積が 500 m²以上のもの又はのりの高さが 2m以上の切土若しくは盛土を伴うもの



形質変更の面積

④屋外の物件の貯蔵・堆積

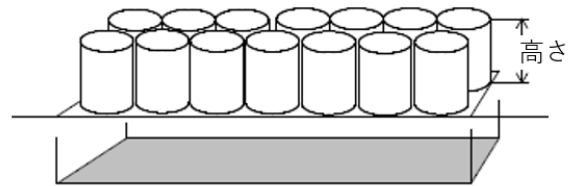
一般区域

堆積を行う土地の面積が 2,000 m²以上のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

重点景観区域

堆積を行う土地の面積が 500 m²以上のもの又は堆積の高さが 2m以上のもの

※堆積の期間が継続して 90 日以下のものを除く。



堆積を行う土地の面積

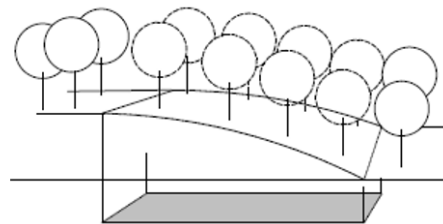
⑤木竹の伐採

一般区域

区域の面積が 2,000 m²以上のもの

重点景観区域

区域の面積が 500 m²以上のもの



区域の面積